川崎市保育概要

安心して子育てできる環境づくり

平成 31 年度版

目　次

ページ

1　川崎市の概況 ・・1

2　保育所の設置状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

（1） 施設数及び定員の推移
（2） 区別の施設数及び定員

3　保育所の利用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

（1） 年齢別入所児童数
（2） 定員に対する入所児童の割合
（3） 入所児童の年齢構成
（4） 入所児童の世帯状況

4　保育の状況 ・・6

（1） 保育時間
（2） 延長保育の利用状況
（3） 低年齢児の保育
（4） 障害児保育事業

5　保育所で実施している事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

（1） 保育相談事業
（2） 地域活動事業（交流事業）
（3） 一時保育事業
（4） 地域子育て支援センター事業
（5） 休日保育事業

6　地域型保育事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

（1） 小規模保育事業
（2） 家庭的保育事業
（3） 事業所内保育事業

7　認可外保育施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

（1） 川崎認定保育園
（2） おなかま保育室
（3） 地域保育園

8　病児・病後児保育事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

9　保育所の職員数等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

10　保育所の運営経費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

はじめに

保育所は、保護者が就労や疾病などのため児童の保育を家庭では十分できない場合に、保護者の委託を受けてその児童の保育を行う児童福祉施設です。市内では昭和 24 年に初めて 2 か所の公立保育所を設置し、運営が開始されました。その後、その時々の社会状況に合わせ、順次施設の整備を進めてきましたが、昭和 40 年代に入ると、社会経済状況が大きく変化し、保育需要が急増したことにより、昭和 47 年度に保育所整備 5 か年計画を策定し、「人口 1 万人に 1 か所」を目標に公立保育所の整備を進めました。また、この間、保育内容についても、0 歳児保育や障害児保育事業などを実施し、充実を図ってまいりました。

しかし、近年、核家族化の進行や女性の社会参加・就労機会の増大など、子どもと家庭を取り巻く社会環境が以前にも増して大きく変化したことなどにより、少子化社会の進行にもかかわらず、保育の利用を希望する方が急激に増えた状況を踏まえ、平成 9 年度に、「川崎市保育待機児童の緊急解消計画」策定しましたが、それ以降も保育の利用を希望する方は一貫して増加しつづけ、保育所整備目標量の見直しや保育所の民営化のあり方、さらには子育てや子どもたちの健やかな成長を支援する目的で、数度にわたる事業計画の策定、改訂などを経てまいりました。

このような状況の中、平成 26 年 2 月に「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」を策定し、様々な取組を推進した結果、平成 27 年 4 月時点での待機児童の解消を達成したところです。

また、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられる、更なる取組を効果的に進めていくことが求められています。

本市においても、「川崎市子ども・子育て支援事業計画　子どもの未来応援プラン」を策定し、社会状況の変化等に的確に対応しながら、子育て家庭が安心して子供を産み育てることができ、次代の社会を担う子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、総合的な子育て支援を展開し、「最幸」のまちのシンボルである「子どもたちの笑顔」があふれるまちの実現に向けた取組を推進いたします。

今後についても、増加する保育需要や多様な保育ニーズへ対応するため、保育所や認定こども園、新たな地域型保育事業といった認可施設の拡充、川崎認定保育園などの認可外保育施設への保育サービスの支援、また、保育所における年度限定型保育事業など、積極的に施策を推進してまいります。

この冊子は、平成 31 年度の川崎市の保育事業について、各種事業の内容や実施状況を掲載していますので、御活用ください。

令和 2 年 3 月

こども未来局子育て推進部保育課

1 川崎市の概況

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
(1)面積(㎢)	40.25	10.09	14.81	17.10	18.60	20.39	23.11	144.35
(2)世帯数(世帯) 割　合(%)	119,208 (16.2)	80,393 (11.0)	132,221 (18.0)	112,323 (15.3)	99,937 (13.6)	112,446 (15.3)	77,973 (10.6)	734,501 (100.0)
(3)人　口(人) (3)割　合(%)	231,973 (15.2)	168,362 (11.1)	260,203 (17.1)	232,179 (15.2)	231,477 (15.2)	218,955 (14.4)	179,092 (11.8)	1,522,241 (100.0)
(4)人口密度(人/㎢)	5,763	16,686	17,569	13,578	12,445	10,738	7,750	10,545
(5)学齢前児童人口 (人) 総人口に対する割合 (%)	10,660 (4.6)	9,986 (5.9)	15,459 (5.9)	12,675 (5.5)	12,866 (5.6)	10,009 (4.6)	8,754 (4.9)	80,409 (5.3)
(6)認可保育所数(か所)	45	48	90	58	52	48	32	373
(7)定　員(人)	3,575	3,660	6,675	4,480	4,060	4,055	2,500	29,005

※世帯数、人口、人口密度、学齢前児童人口は、平成 31 年 4 月 1 日現在の川崎市の人口（住民基本台帳人口）による。

2 保育所の設置状況

平成 31 年 4 月 1 日現在、公設公営 32 か所、公設民営 0 か所、民設民営 341 か所、合計 373 か所の保育所を設置し、入所定員は 29,005 人です。

(1) 施設数及び定員の推移

（単位:か所、人）

年 度	公設公営		公設民営		民設民営		合計	
	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員
昭和 25	2	121	0	0	2	118	4	239
30	11	712	0	0	6	349	17	1,061
35	11	712	0	0	7	407	18	1,119
40	21	1,237	0	0	10	654	31	1,891
45	44	2,705	0	0	13	1,037	57	3,742
50	62	5,082	0	0	15	1,287	77	6,369
55	86	7,813	0	0	18	1,630	104	9,443
60	89	8,083	0	0	20	1,810	109	9,893
平成元	89	8,163	0	0	21	1,990	110	10,153
5	88	8,175	0	0	21	1,950	109	10,125
11	88	8,175	0	0	21	1,980	109	10,155
15	88	8,175	1	120	24	2,670	113	10,965
16	88	8,175	1	120	26	2,880	115	11,175
17	87	8,175	2	240	26	2,880	115	11,295
18	84	7,960	3	360	30	3,270	117	11,590
19	81	7,745	8	725	34	3,780	123	12,250
20	79	7,565	8	725	48	4,495	135	12,785
21	74	7,080	11	1,115	59	5,410	144	13,605
22	69	6,530	15	1,580	77	6,565	161	14,675
23	68	6,470	15	1,580	97	7,855	180	15,905
24	63	6,100	15	1,580	125	9,810	203	17,490
25	57	5,555	15	1,580	149	11,860	221	18,995
26	52	5,005	15	1,580	174	13,740	241	20,325
27	49	4,825	10	995	212	16,520	271	22,340
28	45	4,430	8	755	241	18,760	294	23,945
29	40	4,035	3	390	280	21,170	323	25,595
30	36	3,585	3	390	310	23,260	349	27,235
31	32	3,215	0	0	341	25,790	373	29,005

(2) 区別の施設数及び定員

（単位：か所、人）

区　分	公設公営		公設民営		民設民営		合　　計	
	施設数	定　員	施設数	定　員	施設数	定　員	施設数	定　員
川崎区	4	370	0	0	41	3,205	45	3,575
幸　区	6	695	0	0	42	2,965	48	3,660
中原区	6	520	0	0	84	6,155	90	6,675
高津区	3	330	0	0	55	4,150	58	4,480
宮前区	5	570	0	0	47	3,490	52	4,060
多摩区	4	310	0	0	44	3,745	48	4,055
麻生区	4	420	0	0	28	2,080	32	2,500
合　計	32	3,215	0	0	341	25,790	373	29,005

3　保育所の利用状況

(1) 年齢別入所児童数

市内の保育所に入所している児童は、29,271 人です。

（単位：人）

区　分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
川崎区	279	607	665	729	716	705	3,701
幸　区	292	616	694	755	731	687	3,775
中原区	501	1,155	1,281	1,322	1,231	1,109	6,599
高津区	330	768	855	916	875	795	4,539
宮前区	313	673	765	795	779	714	4,039
多摩区	326	704	768	810	796	713	4,117
麻生区	169	420	480	496	485	451	2,501
合　計	2,210	4,943	5,508	5,823	5,613	5,174	29,271

※市内の保育所に入所している児童数です。（他都市からの受託児童を含む。）

(2) 定員に対する入所児童の割合

定員に対する入所児童数は、以下のとおりです。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
定　員（人）	17,490	18,995	20,325	22,340	23,945	25,595	27,235	29,005
児童数（人）	17,902	19,227	20,785	22,364	24,175	25,959	27,629	29,271
入所率（%）	102.4	101.2	102.3	100.1	100.1	101.4	101.4	100.9

※市内の保育所に入所している児童数です。（他都市からの受託児童を含む。）

(3) 入所児童の年齢構成

入所児童の年齢構成は、3 歳未満の低年齢児が 12,661 人で 43.2%、3 歳児が 5,823 人で 19.9%、4 歳・5 歳児が合わせて 10,787 人で 36.9%です。

区　分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合　計
児童数（人）	2,210	4,943	5,508	5,823	5,613	5,174	29,271
構成比（%）	7.5	16.9	18.8	19.9	19.2	17.7	－

※市内の保育所に入所している児童数です。（他都市からの受託児童を含む。）

(4) 入所児童の世帯状況

① 保育所入所の理由

保育所の入所理由は、「居宅外労働」が最も多く、28,275 件で 92.1%、「居宅外労働」に「居宅内労働」と合わせた就労を理由とするものは、30,171 件で98.3%を占めています。一方、出産、疾病及び介護などの理由によるものは 339 件で、わずか 1.1%を占めるにとどまっています。

入所理由	居宅外労働	居宅内労働	妊娠・出産	疾病・障害等	介護	就学	求職活動等	特 例	合 計
件数（件）	28,275	1,896	5	217	6	29	82	189	30,699
構成比（%）	92.1%	6.2%	0.0%	0.7%	0.0%	0.1%	0.3%	0.6%	－

※本市が入所を決定した児童数です。（他都市への委託児童を含む。）

② 入所児童世帯の階層状況

保育所入所児童の世帯の所得階層は、市民税所得割課税世帯（C 階層）が 95.2%と最も多く、次に市民税非課税世帯（B 階層）が 3.8%、生活保護世帯（A 階層）が 1.1%の順となっています。

なお、最も多いのは C16 階層で、全体の 9.3%を占めています。

階層区分		児童数（人）	構成比（%）	階層別構成比（%）	
階層	定義				
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	315	1.1%	1.1%	
B	市民税 非課税世帯	1,171	3.8%	3.8%	
C1	市民税 均等割りのみ	161	0.5%	3.4%	95.2%
C2	市民税 所得割課税額 5,000 円未満	77	0.3%		
C3	〃 5,000 円以上 48,600 円未満	819	2.7%		
C4	〃 48,600 円以上 50,400 円未満	73	0.2%	7.5%	
C5	〃 50,400 円以上 60,000 円未満	342	1.1%		
C6	〃 60,000 円以上 70,800 円未満	438	1.4%		
C7	〃 70,800 円以上 84,600 円未満	706	2.3%		
C8	〃 84,600 円以上 97,000 円未満	741	2.4%		
C9	〃 97,000 円以上 108,600 円未満	828	2.7%	19.6%	
C10	〃 108,600 円以上 123,000 円未満	1,038	3.4%		
C11	〃 123,000 円以上 138,600 円未満	1,334	4.3%		
C12	〃 138,600 円以上 154,200 円未満	1,403	4.6%		
C13	〃 154,200 円以上 169,000 円未満	1,411	4.6%		
C14	〃 169,000 円以上 183,900 円未満	1,424	4.6%	37.6%	
C15	〃 183,900 円以上 204,600 円未満	1,986	6.5%		
C16	〃 204,600 円以上 234,600 円未満	2,860	9.3%		
C17	〃 234,600 円以上 258,600 円未満	2,126	6.9%		
C18	〃 258,600 円以上 276,600 円未満	1,412	4.6%		
C19	〃 276,600 円以上 301,000 円未満	1,743	5.7%		
C20	〃 301,000 円以上 321,700 円未満	1,190	3.9%	14.5%	
C21	〃 321,700 円以上 341,200 円未満	1,079	3.5%		
C22	〃 341,200 円以上 366,700 円未満	1,129	3.7%		
C23	〃 366,700 円以上 397,000 円未満	1,065	3.5%		
C24	〃 397,000 円以上 475,300 円未満	1,781	5.8%	12.5%	
C25	〃 475,300 円以上	2,047	6.7%		
合計		30,699	100.0%		

※本市が入所を決定した児童数です。（他都市への委託児童を含む）

4 保育の状況

(1)保育時間

保育所の保育時間は、公営保育園は午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで、民営保育園は午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで、または午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの間で、原則 1 日につき 11 時間を開所時間としています。

朝・夕合わせて保育時間を 1～2 時間延長する「延長保育」も全園で実施しております。(夜間保育所は、午前 9 時 00 分～11 時 00 分が延長保育時間です。)

また、短時間認定については、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分、または午前 9 時から午後 5 時までのコアタイムを保育時間とし、標準時間認定保育時間までの間、30 分を 1 コマとした延長保育も実施しています。(夜間保育所は、午前 11 時 00 分～午後 7 時 00 分がコアタイムです。)

① 公設公営保育園の保育時間

<table>
<tr><td colspan="3">標準時間認定保育時間
(7:30～18:30)</td><td rowspan="2">延長保育
(18:30～19:00)</td></tr>
<tr><td>延長
(短)</td><td>短時間認定保育時間
(8:30～16:30)</td><td>延長
(短)</td></tr>
</table>

② 公設民営・民設民営保育園の保育時間

<table>
<tr><td rowspan="2">延長保育
(7:00～7:30)
※標準時間が
7:30～の場合</td><td colspan="3">標準時間認定保育時間
(7:00～18:00 または 7:30～18:30)</td><td rowspan="2">延長保育
(～19:00
または
～20:00)</td></tr>
<tr><td>延長
(短)</td><td>短時間認定保育時間
(8:30～16:30 または 9:00～17:00)</td><td>延長
(短)</td></tr>
</table>

③ 夜間保育所の保育時間

<table>
<tr><td rowspan="2">延長保育
(9:00～11:00)</td><td colspan="2">標準時間認定保育時間
(11:00～22:00)</td></tr>
<tr><td>短時間認定保育時間
(11:00～19:00)</td><td>延長
(短)</td></tr>
</table>

(2)延長保育の利用状況

● 区別実施状況(平成 31 年 3 月)　　(単位:人)

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
公設公営	65	190	149	124	155	65	100	848
民設民営	926	868	1,679	1,418	992	1,121	603	7,607
公設民営	0	0	0	0	2	0	0	2

(3)低年齢児の保育

低年齢児(0 歳児)の保育は、277 か所で実施しており、そのうち、5 か月児からの受入れが最も多く、244 か所となっております。なお、本市における 0 歳児保育の本格実施は、大島乳児保育園が開設された昭和 36 年 6 月からです。

① **受入開始月齢別実施状況**(平成 31 年 4 月 1 日現在)　(単位:か所)

区　分		川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
0歳児	産休明け児	3	1	3	2	1	3	2	15
	2 か月児	1	2	1	0	1	0	0	5
	4 か月児	1	1	2	2	1	1	2	10
	5 か月児	32	33	58	37	36	31	17	244
	6 か月児	0	0	1	0	0	1	1	3
1 歳児		7	11	23	17	13	11	10	92
2 歳児		1	0	1	0	0	0	0	2
3 歳児		0	0	1	0	0	1	0	2
合　計		45	48	90	58	52	48	32	373

② **産休明け保育の実施状況**

産休明け(生後 43 日目から)の保育事業は、各区1か所の実施を目標に、昭和 60 年度から開始しました。

(単位:か所)

区　分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
設置数	3	1	3	2	1	3	2	15

(4)障害児保育事業

障害を持つ児童の受入れは、昭和 51 年度から全園で実施しております。

原則として、保育に欠け、かつ統合保育が可能な障害児を受入れており、集団保育の中で、健全な社会性の発達や情緒の安定を図るための適切な指導を行うことにより、障害児の健やかな育成を図っております。

(平成 30 年度)

区　分	実施施設数(か所)	児童数(人)
公設公営保育園	27	57
公設民営保育園	3	7
民設民営保育園	134	221
合　計	164	285

5 保育所で実施している事業

(1)保育相談事業

世帯の核家族化に伴い、育児に不安を持つ保護者が増えるなか、他の児童との遊びなどを通じて、保護者の育児に対する理解と意欲を高めるとともに、乳幼児の健全な育成を図るため、保育相談を実施しています。

この事業は、昭和 58 年に開始され、平成 3 年からは全園で実施しています。

(2)地域活動事業(交流事業)

保育所を地域に開かれた社会資源として位置付け、その有する専門的機能を活用し、地域に即した活動を実施しています。

全公営保育園及び地域需要のある民営保育園で、地域の要望を踏まえ、次の事業を実施しています。

★ 実施事業

育児講座	異年齢交流事業	郷土文化伝承事業
世代間交流	保育所退園児との交流	

(3)一時保育事業

保護者のパート就労や就学等により、週 3 日以内家庭における保育が困難となる児童と、保護者の傷病や冠婚葬祭等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所において預かり、保護者の就労や育児の支援を実施します。

① **区別実施状況**（平成 31 年度） （単位:か所）

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	14	12	13	15	12	9	8	83

② **区別利用状況**（平成 30 年度） （単位:人）

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
利用児童数	13,013	15,269	23,226	20,549	15,963	18,899	13,970	120,889

(4)地域子育て支援センター事業

子育て家庭に対する育児不安等に関する相談、子育てに係る情報の提供及び子育てサークルの育成・支援等を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施します。

① **区別実施状況**（平成 31 年度）　（単位:か所）

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	9	7	7	8	8	6	8	53

② **区別利用状況**（平成 30 年度）　（単位:人）

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
利用者数	56,888	66,839	77,332	77,237	85,279	53,549	47,792	464,916

(5)休日保育事業

認可保育所に入所している児童の保護者が、日曜・祝日に勤務などをする必要がある場合、休日に保育を実施する事業です。

① **区別実施状況**（平成 31 年度）　（単位:か所）

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	1	1	1	1	1	1	0	6

② **区別利用状況(年間延べ人数)**（平成 30 年度）　（単位:人）

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
利用児童数	435	242	785	652	574	700	0	3,388

6 地域型保育事業

(1)小規模保育事業

子ども・子育て支援新制度により、平成 27 年度から新たな保育事業として位置付けられた事業で 0 歳～2 歳児を対象とした、定員が 19 人までの小規模な保育事業です。

①小規模保育事業 A 型・B 型

● 実施状況及び利用定員　（単位:か所、人）

区　　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	7	3	9	5	3	5	3	35
定　員	114	52	162	88	57	91	57	621

②小規模保育事業 C 型

● 実施状況及び利用定員　（単位:か所、人）

区　　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	2	2	0	1	3	0	1	9
定　員	18	20	0	10	22	0	8	78

(2)家庭的保育事業

平成 26 年度までの家庭保育福祉員制度が、子ども・子育て支援新制度により、平成 27 年度から新たな保育事業として移行した事業です。保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する家庭的保育者が家庭的な雰囲気の中で保育を実施します。

● 実施状況及び利用定員　（単位:カ所、人）

区　　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	3	3	4	2	2	3	4	21
定　員	15	13	15	8	8	15	19	93

(3) 事業所内保育事業

企業や医療機関などの従業員対象の保育施設の定員の一部を開放し、地域の保育を必要とする児童に保育を実施する事業です。0 歳～2 歳児までを対象とし、定員が 19 人までの施設は、小規模保育事業 A 型又は B 型の運営基準、定員が 20 人以上の場合は認可保育所の運営基準が適用となります。

● 実施状況及び利用定員 （単位:か所、人）

区　　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	0	2	0	1	0	0	1	4
定　員	0	49	0	19	0	0	25	93

7 認可外保育施設

(1) 川崎認定保育園

川崎認定保育園とは、主に低年齢児の待機児童の解消を図るとともに、認可保育所では対応できない利用者の多様な保育ニーズにも応えるため、本市が定めた一定の基準を満たした認可外保育施設です。保護者負担の軽減などを目的として、認定施設に対して本市が運営費等の助成金を交付しています。（平成 25 年 4 月 1 日より設置開始）

また、保護者の経済的負担の軽減や児童福祉の増進を図るため、川崎認定保育園に通い、一定の条件を満たす児童の保護者に対して、保育料を補助する川崎認定保育園保育料補助制度を平成 25 年 10 月から実施しています。

● 区別実施状況 （単位:か所）

区　　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	18	16	28	26	16	13	12	129

● 在籍児童数（平成 31 年 4 月 1 日現在） （単位:人）

区　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
3 歳未満	187	270	660	426	294	259	287	2,383
3 歳以上	229	144	392	245	172	97	267	1,546
合　計	416	414	1,052	671	466	356	554	3,929

(2) おなかま保育室

本市では、認可保育所を不承諾になった低年齢児（0～2 歳児）を対象に、家庭的な雰囲気の中で小グループによる保育を実施するおなかま保育室を運営しています。

● 実施状況及び利用定員　（単位：か所、人）

区　　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	1	0	2	1	1	0	0	5
定　員	28	0	83	38	21	0	0	170

(3) 地域保育園

① 川崎市地域保育園

● 区別実施状況　（単位：か所）

区　　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	2	3	7	6	3	2	4	27

② 届出対象外設置の状況　（単位：か所）

区　　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
医療機関内	8	3	4	3	2	0	3	23
事業所内	0	1	1	2	1	0	1	6
施設利用者 用託児施設	0	0	1	0	0	0	0	1
小規模施設	0	0	0	0	0	0	0	0
合　　計	8	4	6	5	3	0	4	30

8 病児・病後児保育事業

病初期から回復期にかけて、集団保育が困難な期間の乳幼児を一時的に預かり、子どもの健康管理と保護者の就労の支援を実施します。

● 実施状況及び利用定員　（単位:か所、人）

区　　分	川崎区	幸　区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合　計
設置数	1	1	1	1	1	1	1	7
定　員	12	8	12	12	12	12	12	80

9 保育所の職員数等

① 保育所の職員数

保育所の職員数は、平成 31 年 4 月 1 日現在で公営・民営合わせて全体で 7,050 人です。また、保育所1か所当たりの職員数は、平均 19 人となっており、そのうち保育士（看護師を含む。）は、平均 14 人配置されており、保育士（看護師を含む。）一人当たりの児童数は、約 6 人となっています。

（単位:人）

区　分	公設公営 保育園	公設民営 保育園	民設民営 保育園	合　計
施 設 長	29	0	340	369
保 育 士	502	0	4,522	5,024
看 護 師	25	0	224	249
栄 養 士	22	0	552	574
調 理 員	12	0	301	313
用 務 員	30	0	23	53
事 務 員 等	0	0	468	468
合　計	620	0	6,430	7,050

※公営の地域子育て支援センター内の職員は、表の人数に含めません。

② 保育所職員配置基準（国との比較）

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>国基準</th><th>公営保育所基準</th><th>民間保育所基準</th></tr>
<tr><td rowspan="6">保育士・看護師</td><td>0 歳児</td><td>児童 3 人につき
保育士 1 人</td><td>児童 3 人につき
保育士 1 人
【産休明け保育】
児童 2 人につき
保育士 1 人
※看護師は別枠で
1 人</td><td>児童 3 人につき
保育士 1 人
【産休明け保育】
1 人の臨時職員
加算あり</td></tr>
<tr><td>1･2 歳児</td><td>児童 6 人につき
保育士 1 人</td><td>児童 6 人につき
保育士1人</td><td>児童 6 人につき
保育士1人</td></tr>
<tr><td>3 歳児</td><td>児童 20 人につき
保育士 1 人</td><td>児童 20 人につき
保育士 1 人</td><td>児童 20 人につき
保育士 1 人</td></tr>
<tr><td>4･5 歳児</td><td>児童 30 人につき
保育士 1 人</td><td>児童 30 人につき
保育士 1 人</td><td>児童 30 人につき
保育士 1 人</td></tr>
<tr><td>年休代替要員
（予備保育士）</td><td></td><td>1 施設に 1 人配置</td><td>1 施設に 1 人配置</td></tr>
<tr><td>休憩･休息要員
（充実保育士）</td><td></td><td>保育士 4 人につき
保育士 1 人加算</td><td>保育士 4 人につき
保育士 1 人加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">調理員等</td><td>調理員</td><td>定員 40 人以下は
1 人
定員 41 人以上は
2 人</td><td>定員 60～95 人は
1 人
定員 120 人は 2 人
定員 210 人は 3 人</td><td rowspan="3">【調理員等】
定員 40 名以下は
1 人
定員 41～60 名は
2 人
定員 61～150 名
は 3 人
定員 151～239 名は
4 人
定員 240 名以上は
5 人</td></tr>
<tr><td>用務員</td><td></td><td>1 施設に 1 人配置</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>栄養士</td><td></td><td>0 歳児定員施設は
1 人</td></tr>
</table>

※ただし、民間保育所の場合、給付の基準として、90 人以下の定員の施設に1名、保育標準時間認定の児童が利用する施設に1名、主任保育士専任化のための保育士を1名配置するものとしています。

10 保育所の運営経費

(1)保育所運営費

保育所の運営費は、国が定める保育所の規模や児童の年齢区分等による児童1人当たりの保育の実施に要する費用を基に算定されます。

この運営費は、従来、国・市・保護者の三者で負担することになっており、保育所運営費の国と市の負担割合は、国が 10 分の 8、指定都市が 10 分の 2 の割合で負担をしていましたが、昭和 60 年度には、国が 10 分の 7、指定都市が 10 分の 3、さらに、昭和 61 年度からは、国が 10 分の 5、指定都市が 10 分の 5 の負担割合となっていました。

なお、平成 16 年度からは、公立保育所運営費が一般財源化されたため、国と市の負担割合は上記とは異なっています。

平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度が施行され、保育所の運営費は、国・県・市・保護者の四者で負担する構造に改正されました。そのことにより、国と自治体の負担割合は、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 となっています。この状況下においても市の保育所運営費は、国の運営費の基準をはるかに上回っており、平成 31 年度予算では、本市が国の運営費基準を超えて負担している法定外市負担額は、運営費総額の 21.7%を占めています。

※詳細については、16 ページ「平成 31 年度保育所運営費概算」を参照

(2)保育料

保護者が負担する保育料(保護者負担金)は、「市長が、保育の実施に要する保育費用を徴収した場合における家計に影響を考慮して、保育の実施に係る年齢等に応じて定める額を徴収することができる。」こととなっております。

本市では、保護者の所得や児童の年齢などに応じて保育料を定めておりますが、保育料の額は、保護者の負担の軽減を目的に、国基準保育料の概ね 75.0%を目途に設定しております。

平成 31 年度の保育料は、17 ページの「平成 31 年度川崎市保育料金額表」のとおりです。

平成 31 年度　保育所運営費概算

1　保育所運営費（概算）

(1) 国の基準

運営費 38,184,455 千円（100%）			
国負担額 12,117,159 千円 （31.7%）	県負担額 6,058,579 千円 （15.9%）	市負担額 8,499,018 千円 （22.3%）	国基準保育料 （保護者負担額） 11,509,699 千円 （30.1%）

(2) 市の運営費の状況

<table>
<tr><td colspan="6">運営費総額
48,737,075 千円（100%）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国負担額
12,117,159
千円
（24.9%）</td><td rowspan="2">県負担額
6,058,579
千円
（12.4%）</td><td rowspan="2">市負担額
8,499,018
千円
（17.4%）</td><td colspan="2">保育料
11,509,699 千円
（23.6%）</td><td rowspan="2">市法定外負担金
10,552,620 千円
（21.7%）</td></tr>
<tr><td>保護者負担額
8,697,204
千円
（17.8%）</td><td>軽減分</td></tr>
</table>

保育料軽減分　2,812,495 千円（5.8%）

(3) 児童1人あたりの平均月額運営費

児童1人あたりの平均運営費 （月額）	国基準による運営費	107,262 円
	市の運営費	136,905 円

平成 31 年度　川崎市保育料金額表

保育所、認定こども園（2 号、3 号）、小規模保育（A型）、事業所内保育（A型）

（単位：円）

階層区分	定　　義	保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
		３歳未満児保育料				３歳以上児保育料			
		基　本保育料	第２子	基　本保育料	第２子	基　本保育料	第２子	基　本保育料	第２子
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C１	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	3,300	1,650	3,200	1,600
C２	市民税所得割課税額　5,000　円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	4,400	2,200	4,300	2,150
C３	5,000　円以上　48,600　円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	5,400	2,700	5,300	2,650
C４	48,600　円以上　50,400　円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	7,100	3,550	6,900	3,450
C５	50,400　円以上　60,000　円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	9,000	4,500	8,900	4,450
C６	60,000　円以上　70,800　円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	10,500	5,250	10,300	5,150
C７	70,800　円以上　84,600　円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	12,000	6,000	11,800	5,900
C８	84,600　円以上　97,000　円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	14,000	7,000	13,800	6,900
C９	97,000　円以上　108,600　円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	18,000	9,000	17,700	8,850
C10	108,600　円以上　123,000　円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	22,000	11,000	21,600	10,800
C11	123,000　円以上　138,600　円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	25,000	12,500	24,600	12,300
C12	138,600　円以上　154,200　円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	26,500	13,250	26,000	13,000
C13	154,200　円以上　169,000　円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	27,500	13,750	27,000	13,500
C14	169,000　円以上　183,900　円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	30,500	15,250	30,000	15,000
C15	183,900　円以上　204,600　円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	31,500	15,750	31,000	15,500
C16	204,600　円以上　234,600　円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	32,000	16,000	31,500	15,750
C17	234,600　円以上　258,600　円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	33,000	16,500	32,400	16,200
C18	258,600　円以上　276,600　円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	34,000	17,000	33,400	16,700
C19	276,600　円以上　301,000　円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	35,000	17,500	34,400	17,200
C20	301,000　円以上　321,700　円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	36,000	18,000	35,400	17,700
C21	321,700　円以上　341,200　円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	37,000	18,500	36,400	18,200
C22	341,200　円以上　366,700　円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	38,000	19,000	37,400	18,700
C23	366,700　円以上　397,000　円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	39,000	19,500	38,300	19,150
C24	397,000　円以上　475,300　円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	40,000	20,000	39,300	19,650
C25	475,300　円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	41,000	20,500	40,300	20,150

※注釈及び国が定める上限額は次ページを参照してください。

小規模保育（B 型、C 型）、家庭的保育、事業所内保育（B 型）

（単位：円）

階層区分	定　　義	小規模保育B型、事業所内保育B型				家庭的保育、小規模保育C型		（参考）国が定める上限額保育標準時間	
		保育標準時間		保育短時間					
		３歳未満児保育料				３歳未満児保育料			
		基　本保育料	第２子	基　本保育料	第２子	基　本保育料	第２子	3歳未満	3歳以上
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	9,000	6,000
C１	市民税均等割のみ	3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500	16,500
C２	市民税所得割　5,000 円未満	4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700		
C３	5,000 円以上　48,600 円未満	5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900		
C４	48,600 円以上　50,400 円未満	6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450	30,000	27,000
C５	50,400 円以上　60,000 円未満	9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750		
C６	60,000 円以上　70,800 円未満	11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700		
C７	70,800 円以上　84,600 円未満	14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800		
C８	84,600 円以上　97,000 円未満	17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050		
C９	97,000 円以上　108,600 円未満	20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200	44,500	41,500
C10	108,600 円以上　123,000 円未満	23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450		
C11	123,000 円以上　138,600 円未満	26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650		
C12	138,600 円以上　154,200 円未満	29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900		
C13	154,200 円以上　169,000 円未満	33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200		
C14	169,000 円以上　183,900 円未満	36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450	61,000	58,000
C15	183,900 円以上　204,600 円未満	40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000		
C16	204,600 円以上　234,600 円未満	43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400		
C17	234,600 円以上　258,600 円未満	45,600	22,800	44,800	22,400	36,500	18,250		
C18	258,600 円以上　276,600 円未満	47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900		
C19	276,600 円以上　301,000 円未満	48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350		
C20	301,000 円以上　321,700 円未満	52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950	80,000	77,000
C21	321,700 円以上　341,200 円未満	56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400		
C22	341,200 円以上　366,700 円未満	58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350		
C23	366,700 円以上　397,000 円未満	59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650		
C24	397,000 円以上　475,300 円未満	65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050	104,000	101,000
C25	475,300 円以上	66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450		

注１　第２子保育料とは、同一世帯から２人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合（幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）の第２子目の保育料です。

注２　第３子以降の保育料については、無料です。この第３子以降とは、同一世帯から３人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合（幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）です。

注３　この表の市民税の額は、4 月～8 月分保育料については、世帯の平成 30 年度市民税額の年額、9 月～3 月分保育料については、世帯の平成 31 年度市民税額の年額となります（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除、市町村等に対する寄附金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。）。

注４　この表においては、児童の年齢が年度途中で３歳に達した場合でも、その年度中に限り３歳未満児とみなします。

注５　延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です。（AB 階層を除く）

編集・発行

こども未来局子育て推進部保育課

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町１番地

電話　044-200-2662　　FAX　044-200-3933

http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-2-21-6-1-0-0-0-0-0.html